

金沢市中小企業創業者支援資金利子補給金のご案内

本市では、金沢市内における創業をより一層支援するため、以下の資金の借りにかかる利子の一部を助成します。

<制度概要>

助成対象者	令和8年6月25日から令和9年3月31日までに実行された以下の各号の制度融資を受け、かつ、特定創業支援等事業による支援を受けた者としてします。 (1) 中小企業創業者支援資金（スタートアップ臨時支援分） (2) 中小企業創業者支援資金（若者・女性起業家重点支援分）
助成額	融資に係る支払利子額の年利1%に相当する額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
交付期間	融資実行から1年間 （毎月利払いの場合、利払い12回分） ※スキームは別紙参照
申込先	金沢市経済局産業政策課
必要書類	・ 交付申請書 ・ 請求書 ・ 資金返済証明書 ・ 本市が発行する納税証明書 【法人の場合：法人市民税、個人事業主の場合：市民税・県民税】 ※創業間もない方など本市の納税証明書が提出できない場合は、「市税滞納有無調査承諾書」を提出してください。 ・ 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
留意事項	・ 助成対象以外の制度融資に係る利子は対象となりません。 ・ 上記の資金別に借入れがある場合は、1資金につき、それぞれ助成金の申請が可能です。 ・ 特定創業支援等事業については、以下のQRコードをご確認ください。 

<お問い合わせ>

金沢市経済局 産業政策課

TEL : 076-220-2204 E-mail : sansei@city.kanazawa.lg.jp

創業者支援資金利子補給金 スキーム

(例) 令和 8 年 7 月に融資を実行し、第 1 回目の利払いが令和 8 年 8 月の場合

→ 翌月初めの令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月までに返済した利子が補給金交付対象

【令和 8 年分交付関係期間】

【令和 9 年分交付関係期間】

令和8年度

[illegible]

令和9年度

[illegible]